

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正の経緯

- ア 高齢者人口に応じて、地域包括支援センターに配置する職員の数の規定しているが、今後、現在の規定より高齢者人口が増える見込みのエリアがある。
- イ 令和6年4月の介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターにおいて柔軟な職員配置ができるようになった。

2 改正の概要

- ア 地域包括支援センターの職員数について、担当する区域の第1号被保険者数が 12,000 人以上になった場合に対応できるよう表記を修正する。
- イ 地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
- ウ 地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数圏域を合算して3職種の常勤職員の員数を配置すれば、当該区域内のそれぞれの地域包括支援センターは3職種の配置の基準を満たすものとする。この場合、1センターに2職種は必須。

(参考) 令和5年12月厚生労働省老健局資料 介護保険法施行規則の改正等(報告)

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について (案)

「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

○ センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種(保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者)の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。**

(参考)「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月閣議決定)
地域包括支援センター(115条の46第1項)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とするについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正(案) 現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**
注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。

〔圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す〕

○ このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする(介護保険法施行規則の改正(案))
- 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事(専任か否かは問わない。)した期間が通算5年以上である者」を追加(通知改正(案))

1

3 上程

令和7年3月議会 ⇒ 議決

4 施行日

令和7年4月1日

5 基幹型地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置の規定適用について(令和6年度第3回運営協議会での協議)

【現状】

高齢者数の増加により、全国的に介護支援専門員が不足しており、特に主任介護支援専門員は人員確保が難しい状況にある。

また、主任介護支援専門員は、専任の介護支援専門員の経験が5年以上あることが要件となっており、プランを作成しない基幹型地域包括支援センターでは、要件を満たせない。

【検討事項】

令和6年4月の介護保険法改正により、圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することが可能となったことを受け、基幹型地域包括支援センターの主任介護支援専門員について、この改正を適用させたい。

介護保険法では、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、その適用ができることとされているため、ご意見、ご協議いただきたい。

なお、多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例が議決された場合、施行日となる令和7年4月1日からこれを適用することとしたい。

⇒令和6年度第3回運営協議会にて承認。

6 基幹型地域包括支援センターの主任介護支援専門員の委託

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例が令和7年4月1日に施行された。また、令和6年度第3回多摩市地域包括支援センター運営協議会にて、基幹型地域包括支援センターの主任介護支援専門員について、複数圏域を合算して3職種の常勤職員の員数を配置すれば、当該区域内のそれぞれの地域包括支援センターは3職種の配置の基準を満たすものとするを適用することについて、承認いただいた。

これに基づき、令和7年4月1日より多摩市基幹型地域包括支援センターには主任介護支援専門員の配置が無いが、配置の基準を満たすこととなった。

また、基幹型地域包括支援センターの主任介護支援専門員の役割である、市全域の主任介護支援専門員のとりまとめについて、業務の委託を開始した。委託した主任介護支援専門員の担う業務は、以下の内容を検討している。

- ・介護予防ケアマネジメントを考える会への参加
- ・地域の主任介護支援専門員の会のとりまとめ 等